

平成30年度

第1回佐久市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成30年8月21日（火） 午後1時30分～午後3時00分

会 場 佐久市役所8階 大会議室

出席委員 16名

公益を代表する委員 4名

保険医等を代表する委員 4名

被保険者を代表する委員 6名

被用者保険等の保険者を代表する委員 2名

欠席委員 4名

事務局 12名

1 開 会

2 あいさつ

3 会長及び職務代行者の選出

会長 白鳥 昭夫委員、職務代行者 小平 賢治委員

4 会長及び職務代行者あいさつ

5 議事録署名委員の指名（2名）

宮島 浩委員、上原 節委員

6 報告事項

（会 長）

報告事項の（1）から（3）まで一括して事務局にて説明をお願いします。

（事務局）

○資料1「佐久市国民健康保険の状況について」に基づき説明

（1ページ 1 佐久市国民健康保険被保険者の状況 について）

- ・平均被保険者数は、前年度と比較し、1,031名減少した。その内訳として退職被保険者数は507名減少し、平成27年度から5年をかけて退職者医療制度が廃止となるため、徐々に減少している状況にある。一般のうち65歳以上の前期高齢者数は69名増加した。これは近年で最も少ない増加人数となった。一方、65歳未満の被保険者数は593名減少している。
- ・加入率は23.6%で、徐々に下がってきている。
- ・被保険者数減少の理由は、「後期高齢者医療制度への移行」、「人口減少」及び「雇用の改善」等によるものと分析している。

（2ページ 平成30年4月1日現在 年齢別国保加入者数 について）

- ・平成30年4月1日現在の65歳から74歳までの前期高齢者数は10,259人となっており、被保険者全体に占める割合が45.2%で、昨年の4月1日と比べると、その割合が増えている。
- ・70歳のところに団塊世代が徐々に入り始めており、一方、若い世代は人口自体が減ってきていることと、社会保険の適用拡大の影響もあり、今後は、前期高齢者が被保険者全体に占める割合が増えることが予想される。

（3ページ 2（1）国民健康保険 被保険者区分別医療費の推移 について）

- ・平成29年度は、前年度と比較し、全体として一人当たり医療費が伸びているものの被保険者数の減少により、全体医療費が4,800万円、0.6%減少した。退職者医療費は制度廃止の経過措置により漸減している。
- ・前期高齢者と退職を除く一般被保険者（65歳未満）の医療費は、被保険者数が減少しているものの、一人当たりの医療費が大幅に伸びたことで、前年度とほぼ同額（0.1%増）となった。
- ・前期高齢者医療費は、被保険者数の増加（69名の増加）及び一人当たり医療費の伸び（1.5%増）により、約1億300万円、2.2%増加した。

（4 ページ 2（2）国民健康保険一人当たりの医療費の推移 について）

- ・平成29年度における一人当たり医療費は、34万8,000円となっており、前年度比較1万3,000円、3.9%の増となっている。内訳は、前期高齢者と退職を除く一般被保険者は23万7,000円で、1万1,000円、4.9%の増、65歳以上の前期高齢者は47万8,000円で、7,000円、1.5%の増、退職被保険者は47万7,000円で、8万2,000円、20.8%の増となっている。
- ・診療内容別では「入院」「外来」「歯科」「調剤」「その他」の全てで伸びており、特に、「入院」と「外来」が伸びている。
- ・前期高齢者と退職を除く一般被保険者の一人当たりの医療費の伸びは、「入院」の伸びが一因となっている。
- ・退職被保険者の一人当たりの医療費の伸びは、制度廃止の経過措置により平成27年度から新規被保険者がおらず、65歳の年齢到達（前期高齢者への移行）とともに漸減している一方で、医療費が高額となった被保険者が多いことによる。

（5 ページ 3（1）一世帯・一人当たりの課税所得額の推移 について）

- ・課税所得額とは、総所得額から基礎控除（33万円）を控除したものである。
- ・総所得額とは、収入額から必要経費を差し引いたもので、各種所得控除（配偶者控除、社会保険料控除等）前の金額のことである。
- ・「一世帯当たり」「一人当たり」の課税所得額は、平成25年度からの推移をみると、雇用改善等により、徐々に上がってきている。
- ・平成27年度の「一世帯当たり」と「一人当たり」の課税所得額が高いのは、特殊要因があり、不動産譲渡による高額所得者の方がいた影響と考えられる。

（6 ページ 3（2）世帯の総所得階層別状況 について）

- ・平成29年度の総所得階層別の状況は、100万円未満の世帯で約54.5%、200万円未満の世帯では約76.7%の構成割合となっている。所得の低い方が多いという国保の構造的課題が分かる。
- ・平成25年度から平成27年度までは、総所得金額0円の階層世帯割合が増加傾向にあったが、平成28年度では減少に転じ、平成29年度はほぼ同割合であった。また、平成29年度の特徴としては、500万円以上の高所得階層世帯割合が増加している。

(7 ページ 4 平成29年度 佐久市国民健康保険 ジェネリック医薬品使用率の推移について)

- ・ジェネリック医薬品の数量ベースの使用率は、平成29年3月の71.3%から平成30年3月では77.9%と6.6ポイント上昇し、直近の6月の状況では、79.2%まで上昇しており、かなり使用率が上がっている状況にある。
- ・市では行動指針において、「平成31年度末に使用率80%」を目標にしており、あと2.1%となっているため、引続き創意と工夫、他機関との情報の共有等により促進を図っていききたいと考えている。

(8 ページ 5 平成29年度 佐久市国民健康保険特定健診実施状況 について)

- ・対象者数は減っているが、受診者数は若干の減少にとどまった。内訳は、特に、集団検診、結果書で伸びている。
- ・特定健診受診率の確定は翌年度10月末であるため、7月末現在の状況であるが、最終的には、41%を超えてくるのではないかとと思われる。

○資料2「平成29年度佐久市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算」に基づき説明

(1・2 ページ 1 歳入決算額の状況 について)

- ・国保税は、前年度比較約1億2,900万円、6.1%の増であった。現年課税分については、税率改定により、一人当たりの税額で11.1%増とさせていただいたところであるが、被保険者数の減少により、総額では6.9%の増となっている。
- ・国庫支出金は、歳出の保険給付費の減と、算定上控除される前期高齢者交付金等（社会保険からの支援）の増に伴い減となっている。その中で、財政調整交付金の特別交付金（特殊事情により交付されるもの）が600万円増えている。
なお、特別交付金のうち、経営努力分として1億1,200万円、保険者努力支援分として2,190万円が交付されている。
- ・県支出金の特別交付金は、収納率向上分として800万円、保険税基盤整備分として1,500万円、医療費水準交付分（医療費水準に応じて交付される）として8,200万円が交付されている。
- ・退職者医療制度に係る療養給付費等交付金は、制度廃止に伴う経過措置中のため、漸減している。
- ・前期高齢者交付金は、前年度比較4億9,900万円、18.8%の増となっている。これは、当年度概算交付分及び前々年度の精算交付分がともに大幅な増となったことによる。
- ・これらにより、歳入合計は、前年度比較約4億8,200万円、4.1%の増となっている。
主な要因は、前期高齢者交付金の増である。

(3・4 ページ 2 歳出決算額の状況について)

- ・保険給付費は、前年度比較約1,700万円、0.2%の減となっている。一人当たりの保険給付費が伸びた一方で、被保険者数が減少したことにより、総額で減少した。

- ・後期高齢者支援金及び介護納付金は、当年度概算分について、一人当たり支援（納付）金額が増となる一方で、被保険者数減少により減となったこと、及び前々年度の精算額の増加により、総額ではいずれも前年度と比較して減額となっている。
- ・基金積立金は、平成28年度は、事業基金の積立金利子のみ（23万円）の積立であったが、平成29年度は、前年度繰越金3億3,000万円のうちの2億7,600万円と、平成29年度の繰越見込額のうちの3億1,800万円を前倒しで積立てることとし、合わせて、5億9,400万円の積立てを行った。
- ・これらにより、歳出合計は、前年度比較約4億1,000万円、3.6%の増となっている。主な要因は、基金積立金の増である。

（5ページ 歳入歳出決算額の状況について）

- ・平成29年度歳入歳出決算（収支）の状況は、歳入歳出差引き4億900万円の黒字で終了することが出来た。単年度の臨時的な歳入歳出を除いた実質収支は、約4億8,200万円となっており、前年度に引き続き、2年連続のプラスとなった。
- ・実質収支が4億8,200万円余のプラスとなった主な要因は、平成28年度と同様に、前期高齢者交付金などの前々年度の精算金（4億7,200万円）の影響と考えられる。
- ・しかしながら、平成29年度国庫支出金等の超過交付分の返還（1億2,700万円：平成30年度に返還）があることや、前期高齢者交付金などの精算金は一時的な要因であり、国保制度改革前の平成29年度分を最後に市町村ごとの精算が終了となることから（この精算は平成31年度）、これまで精算金による影響があった市町村では、今後の国民健康保険会計の収支に影響を及ぼすため、税率等を見直す際は注意が必要である旨県より指摘されているところである。
- ・また、保険給付の割合が高く（通常は7割だが、70歳以上は8割給付。限度額も低く抑えられている）、医療費も高額となる傾向にある70歳以上75歳未満の被保険者の階層に、団塊の世代の被保険者の方々が徐々に移行されており、一人当たりの保険給付費は、引き続き伸びている。
- ・さらに、平成31年10月には、消費税率の引き上げが予定されており、それを踏まえた薬価改定や平成32年度の診療報酬改定への影響、平成33年度分の保険税から適用される「基礎控除額の引き上げ」（被保険者にとっては税額の引き下げとなるが、保険者としては税収の減少となる）など、国民健康保険を取り巻く状況もここ数年でまた大きく変わり、厳しさを増すことが予想される。
- ・これらのことから、平成29年度の佐久市国民健康保険会計は、平成28年度に引き続き黒字となったが、平成30年度から始まった国保制度改革による影響などを含め、引き続き注意を払う必要がある。
- ・以降は、個別項目の状況について、内容等を説明していく。

（7ページ 5（1）国民健康保険税の状況 について）

- ・収納率は、現年度課税分は93.85%で前年度比0.22%増、滞納繰越分は

30.74%で前年度比0.70%の増、全体では、84.60%で前年度比1.54%の増となり、それぞれ伸びている。

(8 ページ 5 (2) 療養給付費等交付金の状況について)

- ・平成29年度の退職者被保険者に係る療養給付費等交付金は、2億6,300万円の交付を社会保険から受けている。このうち、「前々年度の精算分」と「前年度の概算精算分」は、マイナスの精算となっている。

(9 ページ 5 (3) 前期高齢者交付金の状況について)

- ・同じく、社会保険から交付される平成29年度の前期高齢者交付金は31億5,600万円で、前年度比較4億9,900万円の増となっている。前々年度の精算額は、3億1,697万円となっている。
- ・なお、平成29年度の前期高齢者の決算保険給付費は、40億8,700万円となっているが、交付金の算出基礎となる概算保険給付費が42億2,000万円となっており、実際の給付費以上の概算給付費に基づき交付金の交付受けているので、これまでと違い、平成31年度の精算では差額を「支払う」必要が出てくることが考えられる。

(10 ページ 5 (4) 保険給付費の状況 について)

- ・65歳未満について、被保険者数が減少しているにも関わらず、保険給付費の総額が増加していることから、大幅に一人当たりの給付費が伸びている状況にある。
- ・65歳以上の前期高齢者について、65歳以上70歳未満は、3,200万円減少している一方、70歳以上75歳未満は、1億2,500万円増加している。これは団塊の世代の方が徐々に移行していることによる伸びと考えられる。
- ・退職被保険者については、被保険者が減少していることによる減である。

(11 ページ 5 (5) 後期高齢者支援金等の状況 について)

- ・支援金は13億300万円となっている。前々年度の精算額は1億3,700万円のマイナス精算となっている。
- ・支援金に係る歳入(財源)歳出(支援金額)差引額は、528万6,000円のプラスとなっており、ほぼ収支が均衡している状況である。

(12 ページ 5 (6) 介護納付金の状況 について)

- ・納付金に係る歳入(財源)歳出(納付金額)差引額は、562万2,000円のプラスとなっており、こちらもほぼ収支が均衡している状況である。

(13 ページ 5 (7) 共同事業拠出金の状況 について)

- ・共同事業は、長野県内77市町村で高額医療が発生した場合のリスクを減らすため、一定額の拠出をして、高い医療費がある市町村に対しては医療費の額に応じて、交付金が交付される市町村間の助け合いの事業である。
- ・歳入(交付額)歳出(拠出額)差引額は、国・県からの負担金もあり、この事業の実施に

より約1億5,000万円のプラス（支援を受けている）となっている。

（14ページ 5（8）（5）～（7）まで以外の歳入歳出の状況 について）

- ・国保税の区分の一つである「医療給付費等分」で賄われているものの状況である。
- ・こちらの収支についても、前期高齢者交付金の増が収入の増につながっている。

（15ページ 5（9）交付金、支援金、納付金に係る過年度精算金の状況（まとめ） について）

- ・過年度の精算が佐久市国保会計の収支に及ぼす影響がどのくらいかを示したものであり、平成29年度は4億7,200万円、平成28年度は2億3,100万円、平成27年度は5,600万円であり、平成29年度は収支にかなりの影響を及ぼしている状況にある。この一部が事業基金の積立に回っている。

（17ページ 7（2）国民健康保険税の収納額等の状況について）

- ・調定額について、現年課税分は22億6,000万円で、税率改定の影響もあり、前年度と比べて1億4,000万円増えている。滞納繰越分は、3,400万円の減となっているが、収納率の向上により、収入未済額が徐々に減少していることによるものである。
- ・収入額について、現年課税分は、1億3,700万円、6.9%の増となっており、調定額の6.6%の増を上回っている。これは収納率が伸びたためと考えている。滞納繰越分は、調定額が8.1%の減となっている一方、収入額は6.0%の減と、落ち幅が縮減している。こちらも収納率が伸びたためと考えられる。
- ・平成29年度の収納率の現年課税分の前年度比について、0.23%となっているが、0.22%の誤りであるため、訂正をお願いします。
- ・不納欠損および収入未済額について、不納欠損額は、前年度比較1,900万円ほど減少している。収入未済額は、現年課税分が2.9%の増、滞納繰越分が2.8%の減となり、合計では、0.9%の減で、未収金額は3億9,000万円をきってきており、平成25年度からの推移を見ても、徐々に減ってきている。

（18ページ 歳出決算額の推移の状況について）

- ・説明省略

○資料3「国民健康保険財政健全化のための取組みについて」に基づき説明

- ・収納対策の強化（1ページ）
- ・ジェネリック医薬品の使用促進強化（1ページ）
- ・糖尿病性腎症等の重症化予防について（2ページ）
- ・早期発見、早期治療の促進の強化について（3ページ）

国民健康保険財政健全化に向けた4つの「歳出縮減策」の実績を報告

(会 長)

- ・事務局から説明があったが、委員の皆さんから何か質問はありますか。

(委 員)

- ・2点程伺いたいですが、まず一点目ジェネリック医薬品を使うことで、国からの交付金が上乘せされると聞いたが、決算資料2ページの歳入決算額の状況のどこに入っているのか。
- ・歳出の基金積立金が5億9,000万円とあるが前年が23万円であり、どうしてこんなに違うのか。これだけ基金があるのであれば、税率を引き下げることが出来るのではないのか。また、基金をどのようなところに使用するのか聞きたい。

(事務局)

- ・ジェネリック医薬品の使用によって、国からの交付金がどこに入っているかについては、決算資料2ページの国庫支出金の特別交付金のうちの保険者努力支援分2,190万円の中に含まれており、点数化されているが金額でいくらは算出されていない。また、ジェネリック医薬品の使用が医療費の縮減にどれだけの効果があるかということについては、どこを起点にするかということはあるが、平成27年度の平均使用率から平成30年3月の使用率77.9%まで伸びたところまでで金額に換算すると、理論上であるが、医療費で5,000万円、保険給付費で4,000万円ほど縮減できている。
平成28年度を起点にすると、これが半分程度になる。
- ・基金の関係であるが、まず、これまでの経過を説明する。(16ページの9番の基金繰入金について)平成26年度において2億7,690万円取崩して、残高が0円となった。
(18ページの歳出の10番の基金積立金について)平成26年度の38万9,000円は積立金の利子であり、これも含めて全て取崩している。
- ・平成27年度に4億200万円を積み立てている。積立金が無く、国保会計が維持できないため、一般会計からの基準外の繰入金2億1,200万円と一般会計からの借入金1億9,000万円を財源として、積立を行ったものである。
- ・平成28年度では、前年度が実質的には赤字であったため、繰越金が出ないので、基金積立金利子の23万円を積立てた。
- ・平成29年度では、基金積立金利子の18万8,000円に加え、前年度繰越金のうちの2億7,660万円を積立てた。しかし、このうち、平成28年度では2億2,200万円の一般会計からの基準外の繰入金が入っているため、実際には5,400万円が精算金等を含めた平成28年度繰越金の実質的な積立となっている。
- ・さらに、平成29年度では、先ほど4億900万円の繰越金が出たと説明したが、そこにも基準外の繰入金(1億8,400万円)や前々年度の精算金が含まれているが、この他に、年度末にきて前期高齢者交付金の前々年度の精算金が3億1,800万円程度となることが分かってきたため、相当分を前倒しで積立を行ったものであり、結果、平成29年度における積立額が大きくなった状況にある。
- ・これだけ基金積立金が増えれば、保険税を引き下げることが出来るのではないかについて

は、今後、委員の皆様にご議論をいただくことになるが、先ほども説明したように、5ページの平成29年度の実質収支は4億8,200万円となっており、その中身を見ると、前期高齢者交付金などの前々年度の精算金の4億7,200万円が含まれている。これは一時的な要素と考えており、国保制度改革前最後の年度となった平成29年度の精算が2年後にやってくるが、平成31年度が市町村国保の個別精算の最後となり、平成32年度以降は県単位で平準化されてしまうため、今回の4億7,200万円の精算金が毎年あるものではないこと。

- ・さらに、平成29年度の前期高齢者の実績給付費を見ると、前期高齢者交付金の精算年度となる平成31年度では、逆に返還しなければならない状況になることが見込まれること。
- ・また、今後は、「消費税率の引上げ」及び「基礎控除の引上げ」が控えているため、ここ数年のうちに厳しい状況になるものと考えている。

(委 員)

- ・専任徴収員2名の人件費はどのくらいか

(事務局)

- ・人件費について、入っている箇所については、3ページの総務費1億200万円の中に含まれており、2人で200万円ほどである。この金額については、すべて一般会計からの繰入で対応しているため、国保税で賄ってはいない。

(委 員)

- ・今、騒がれている外国人の医療目的の入国について、佐久市でも該当事例があるのか。

(事務局)

- ・外国人の医療目的での入国について、先日調べたところ、佐久市では、把握する限り該当がない。

(委 員)

- ・決算資料を見ると、予算の表記がない。例えば、国保税について、被保険者数が減少していく状況であれば、税率を変えないと、税収は減少していく。事業を運営していくのであれば、予算に対してどうであったか検証していく必要がある。
- ・昨年、平成28年度で黒字が出て、法定外繰入金で2億2,200万円がどこにいくのか質問した。平成29年度も1億8,400万円法定外繰入金がある。では、平成30年度の法定外繰入金の予算がどうなっているのか知りたい。
- ・今後長野県についても、ある程度中期的に繰入金を減らしていく見解を示しているようであるが、今の決算が黒字という状況を踏まえ、法定外繰入金を無くしていく方向にしたい。

(事務局)

- ・法定外（基準外）繰入をしている状況は、昨年も説明したが、基金の残高もなくなり、平成26年度決算時4億8,500万円の実質収支のマイナスとなっていて、平成27年度に税率改定をしてもなおマイナスとなってしまうということで、再度の税率引上げの必要性が出てきた中で、極力税率引上げの幅を抑えることとした。平成27年度はオプジーボなどの先進医薬品が出て、医療費が大幅に伸びた状況にあり、この伸びが続くものとして推計した。その後の国の薬価改定等によりその医療費の伸びがだいぶ縮減されてきた。平成29年度の税率改定により、前々年度の精算金を除くと、収支が均衡してきた状況にあると考えられる。当初見込んでいた今後数回にわたる税率の引上げにより収支を均衡していく、また、保険税率の伸びを縮減するために繰入をするという目的は、黒字となったことにより変わってきている。
- ・繰入部分が、どこにいつているのかというと、基金積立金の財源となっている。国の繰入を減らせという方針の中で、これでいいのかという話もある。今回2年に1回の税率の見直しという時期であるので、法定外の繰入という部分についても、合わせて議論してもらいたい。法定外の繰入は、平成32年度までの財政健全化計画に基づく臨時的な措置として、ずっと続くものではなく、また、現状は赤字補填ではないとはいえ、黒字となってもなお法定外の繰入金を基金に積立続けていくということは、国、県、社会保険からの意見を踏まえると、好ましくないのではないかと考えている。

7 協議事項

○資料4「今後のスケジュール（税率の見直し）について」に基づき説明 （事務局）

- ・制度改正により、今年度から国民健康保険は県単位で財政運営を行うことになり、財政運営に必要な財源の一部を市町村からの納付金で賄うこととなった。納付金は、基本的に国保税で賄われるため、県で算定する納付金がどのくらいになるのかが、税率等の見直しには重要な要素となっている。
- ・県は、概算の納付金について試算し、11月末に通知する予定となっている。これを受け、市では、10月から行っている平成31年度の予算要求書を修正する必要がある。それと同時に概ね12月ぐらゐを予定しているが、運営協議会を開催していただき、仮係数による概算納付金を参考として、税率等について検討をしていただきたいと考えている。
- ・その後については、必要があれば、運営協議会の開催をお願いするようになる。よって、次回は12月中旬頃、運営協議会の開催をお願いしたい。

（会 長）

- ・事務局から説明があったが、委員の皆さんから何か質問はありますか。

（委 員）

- ・県の方から基金に対する運営方法が出ているのか。それが明確になっていないと議論にならないのではないかと

（事務局）

- ・県に財政安定化基金が今回の制度改革で創設された。県の基金については、ルールのもと

づいて貸し出し等が行われる。このほかに各市町村で保有している基金については、県の基金が出来たことで、市町村では基金の使い道がそれぞれで議論されると思うが、運用方法の指針に基づくと、保険税の改定の幅を縮減し、少しずつ引上げをしていくというようなケースに使用するのはかまわないといわれている。県の基金があるから、市の基金が必要ないということではない。具体的なケースとしては、制度改革により他の市町村ではかなり税率を引き上げなくてはならない市町村もあるので、そういった市町村では有効に使っていく必要があると考えられる。激変緩和措置もあるが、年々2%ずつ緩和措置が縮減されていくので、逆に税額を上げていかなくてはいけない市町村もある。その2%を1%に抑えるのに使っていくなどの有効活用が考えられる。

(会 長)

他に質問はありますか。なければ8のその他について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

- ・議事録署名については、本日の議事録についてまとめたところで、すべての委員の皆さんにお送りし、確認いただき委員の皆さんの意見を反映させていただく。議事録がまとまったところで今回の議事録署名委員の委員さんに署名いただくようになるので、よろしくお願いしたい。
- ・予告ということになるが、長野県と国民健康保険団体連合会との共催で国民健康保険運営協議会委員等研修会が秋に開かれる。本年は、平成30年11月8日(木)午後1時から、茅野市で開催となっている。正式な案内については、日が近づいたところで、こちらから通知するが、委員の皆さんには、今から日程を空けていただき、ご参加いただきたい。

(会 長)

他にはよろしいですか。

特にないようですので、本日の日程については全て終了いたしました。司会進行を事務局にお返しします。

11 閉 会
議事録署名委員

議事録抄本には議事録署名委員の署名・押印をいただいております。